

障害者総合支援法に基づくサービスの内容

	種 類	内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援、入院時の意思疎通支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、視覚的情報の支援や食事の介護など必要となる援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	地域で自立生活ができるよう、一定期間、生活能力等の維持向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、就職した人の相談、指導及び助言または関係機関との連絡調整等の就労の定着を図るために必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設等を退所し単身で居住している人に、定期的な巡回や訪問、相談対応等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
相 談 支 援	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や病院から退所・退院して地域生活へ移行する人に、住居の確保や地域生活に向けた相談を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	地域で生活する障害のある人に対して常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談などの支援を行います。

	計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて、地域での自立した生活を支援していきます。
主な地域生活支援事業	成年後見制度利用支援	知的障害者または精神障害者等の成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度の申立て費用や後見人等の報酬費用を助成します。
	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
	日常生活用具給付等	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。
	移動支援	屋外での移動が著しく困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
自立支援医療	更生医療	身体障害者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために医療が必要な場合に、その医療費を助成します。
	育成医療	18歳未満で、身体に障害があるか、または将来障害を残すと認められる方で指定自立支援医療機関において手術等により確実な治療効果が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。
	精神通院医療	精神障害者が通院（病院や診療所に入院しない）で継続的に精神障害の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。
補装具	障害のある方の身体機能を補完または代替し、かつ、長期にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）等の補装具費の支給を行います。	

児童福祉法に基づくサービスの内容

障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的管理下等での支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての人に、障害児支援利用計画を作成し、各機関と連絡調整を行うなどのケアマネジメントによって、生活を支援していきます。